

訴えの利益(1)

(百選「Ⅱ-179」～「Ⅱ-183」)

問題 001

法人税の更正処分につき、当該更正処分の瑕疵を是正する再更正処分が行われた場合において、更正処分は再更正処分により取り消されたのであるから、更正処分の取消しを求めるにすぎない訴えは、再更正処分の行われた時以降、その利益は失うにいたったというべきである。

001 解答：妥当である。(Ⅱ-179)

問題 002

放送局免許につき、Aに免許処分、Xに拒否処分が行われた場合において、Xが自身に対してなされた拒否処分のみについて取消しを求める訴えを提起したとしても、Aに適法に免許処分が行われている以上、本件取消しを求める利益を有しない。

002 解答：誤り

Xに対する拒否処分が取り消されると、行政庁は当該処分前の状態に立ち返り、あらためてAとXの申請を比較して、いずれに免許処分を行うかを判定すべきであるから、当該Xの取消しを求める訴えの利益を否定するのは早計であるとした。(Ⅱ-180)

問題 003

放送局免許処分について、競願者に対する免許処分の取消しを訴求する場合はもちろん、自己に対する拒否処分の取消しを訴求する場合においても、当初の免許期間の満了と再免許は、たんなる形式にすぎず、免許期間の更新とその実質において異なるところはなく、これを免許失効の場合と同視して、訴えの利益を否定することは相当ではない。

003 解答：妥当である。(Ⅱ－180)

問題 004

自動車運転免許停止処分を受け、停止期間経過後、さらに原処分の日から1年を経過した日の翌日以降は、道路交通法その他の法令上不利益を受けるおそれがなくなったのであるから、行政事件訴訟法9条の規定の適用上、本件原処分及び裁決の取消によって回復すべき法律上の利益は有しない。

004 解答：妥当である。(Ⅱ－181)

問題 005

自動車運転免許停止処分について、本件原処分の記載のある免許証を所持することにより警察官に本件原処分の存した事実を覚知され、名誉、感情、信用等を損なう可能性が常時継続して存在し、その排除は法の保護に値する訴えの利益が認められる。

005 解答：誤り

そのようなことは、原処分がもたらす事実上の効果にすぎないものであり、訴えの利益を有することの根拠とするのは相当でないとした。(Ⅱ－181)

問題 006

保安林の指定は、自然災害の防止、環境の保全等の一般的公益保護を目的とする処分であるが、不特定多数者の利益であっても、法律が、これらの利益を専ら右のような一般的公益の中に吸収解消せしめるにとどめず、これと並んで、それらの利益の全部又は一部につきそれが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護するものとするのももとより可能である。

006 解答：妥当である。(Ⅱ－182)

問題 007

森林法は、森林の存続によって不特定多数者の受ける生活利益のうち一定範囲のものを公益と並んで保護すべき個人の個人的利益としてはとらえておらず、かかる利益の帰属者に対し保安林の指定につき「直接の利害関係を有する者」としてその利益主張をすることができる地位を法律上付与しているものと解することはできない。

007 解答：誤り

個人的利益を認め、「直接の利害関係を有する者」としての地位を認めた。(Ⅱ－182)

問題 008

森林法に定める「直接の利害関係を有する者」は、保安林の指定が違法に解除され、それによって自己の利益を害された場合には、右解除処分に対する取消しの訴えを提起する原告適格を有する者ということができる。

008 解答：妥当である。(Ⅱ－182)

問題 009

保安林指定解除処分について、いわゆる代替施設の設置によって洪水や濁水の危険が解消され、その防止上からは本件保安林の存続の必要性がなくなったと認められるに至ったときは、もはや右指定解除処分の取消しを求める訴えの利益は失われるに至ったものといわざるをえない。

009 解答：妥当である。(Ⅱ－182)

問題 010

建築確認の効力は建築物の完成後にも及び、建築確認に実体的違法があつて、それが判決によって取り消された場合には、実体的に違法な建築物であることが公権的に確定され、特定行政庁は関係行政庁として是正命令を発すべき義務を負うことになるから、本件建築確認の取消しを求める訴えの利益は、建築物の完成後にも失われな

010 解答：誤り

建築確認は、それを受けなければ工事をすることができないという法的効果を付与されているにすぎないものというべきであるから、当該工事が完了した場合には、建築確認の取消しを求める訴えの利益は失われるとした。(Ⅱ－183)